

# 鎌倉市住民協定一覧 (その1)

R 8. 1 現在

No.	自治会等の名称	区域 (申請者)	主な協定内容										備考 (※記載内容はあくまで一部です。 詳細は必ず協定書等をご確認ください。)		
			外壁後退 m	高さ 最高 m	軒高 m	地階除く階数	北側斜線 建蔽率%	容積率%	敷地 面積 m <sup>2</sup>	分割	宅盤 変更	戸 専用住宅	二世 帶住宅	共同 住宅	
1	鎌倉城廻自治会	城廻				2				×	×	○	×	×	1区画を分割して第三者に譲渡することを禁止 (ただし1区画330m <sup>2</sup> 以上の敷地での165m <sup>2</sup> 以上の割譲は別途協議)
2	手広片岡内会	手広				2					○	×			建物は一区画一戸の個人専用住宅とする
3	琵琶治苑会	笛田		8						×	○		×		診療所、公民館は原則として可 店舗併用住宅、共同住宅、長屋、寄宿舎等は不可
4	新鎌倉山会	腰越・津	8		2					×	×	○	○	×	分割後の区画が165m <sup>2</sup> 以上の場合は別途協議 隣家の日照保護等に配慮し、隣接住民の了承を得るようにする 屋上には原則として階段室、工作物等は設置しない 屋根形状の規定あり
5	西住自鎌倉地会	西鎌倉	8					50坪 以上		○	○	×			隣家の日照(隣地距離・位置・屋根の形態)に配慮 臭気等(ボイラー・クーラーの位置等)に配慮 敷地分割は50坪以上の場合のみ (ただし法地は含まない)
6	南自鎌治倉会	腰越・津								×	×	○	○	×	緑地の造成や環境破壊につながる樹木の伐採不可 鉄筋のないブロック塀等の築造不可
7	高野台会	高野	1.0 1.5	6.5	2					×	○	○	×	○	診療所、日用品等を販売する店舗併用住宅及び公益上必要な施設で、協定の目的に反しないと認めた場合は建築可 分割は、やむを得ない事由があり委員会の承諾を得た場合のみ可
8	住友常盤会	常盤	1.0 1.5	8	6.5	2	○	40 以下	80以 下	×	○	○	×	○	兼用住宅で、事務所、学習塾・華道教室・囲碁教室及び診療所等は、事前協議により認められる場合あり 分割は、協定の目的に支障なく、事前協議により認めた場合のみ可
9	今町内泉台会	今泉台								×	×	○	○	×	分割後の一区画の面積が165m <sup>2</sup> 以上の場合は、分割事情により、地形・景観・近隣関係などで問題がなければ、許容されることもある
10	笛田東芝町内会	笛田	9					40坪 以上		○		×			診療所・公民館は可 店舗併用住宅、共同住宅、長屋、寄宿舎、民泊施設は不可
11	七里ガ浜東三丁目2番・3番	七里ガ浜東								×	×	○	×		寮不可 長屋は自治会に要確認 ○(自)
12	御所ヶ丘自治会	腰越・津						45坪 以上		○	○	×			日照等への配慮、臭気等への配慮 (ボイラー・クーラーの位置・構造) 敷地分割については自治会と事前協議 共同住宅は極力避けること
14	諏訪ヶ谷町内会	津西											×		日照、隣地距離等への配慮 騒音、臭気に配慮 (クーラー等の位置・構造)

外壁後退については、(上段) 隣地境界線から  
(下段) 道路境界線から

○(自) は自主まちづくり計画あり

## 鎌倉市住民協定一覧 (その2)

R 8. 1 現在

No.	自治会等の名称	区域 (申請者)	主な協定内容									備考 (※記載内容はあくまで一部です。詳細は必ず協定書等をご確認ください。)			
			外壁後退 m	高さ 最高 m	軒高 m	地階除く階数	北側斜線	建蔽率%	容積率%	敷地 面積 m <sup>2</sup>	分割 宅盤変更	戸建専用住宅	二世帯住宅	共同住宅	緑化・生垣
17	雪ノ下目	雪ノ下	0.5			3									(合意書) 地盤面を道路面に合わせる
18	材木丁座目	材木座		10		3									(覚書)
19	浜上治山会	腰越		10	8	2					○○	×			日照、騒音等に配慮
20	七里ガ浜東四丁目2番、七里ガ浜東二丁目30番、32番、33番	七里ガ浜東									×	×	○○	×	寮、長屋不可 日照、眺望等の尊重 店舗は、商店街地域以外不可 ○
21	腰越五丁目15番～18番	腰越				2					○		×		寮、長屋不可 屋上不可 日照、眺望、プライバシーに配慮
22	七里ガ浜二丁目自治会	七里ガ浜							50坪以上		○○	×			長屋不可 店舗不可 敷地形状の変更は周辺環境等の保護を遵守
23	星和城廻自治会	城廻						30坪以下不可		×	○		×	○	建築する際は事前に自治会長に届出 一区画を30坪以下に細分割しての利用及び転売不可 フェンスの高さは1.5m以下
24	七里ガ浜東三丁目8番～10番 稻村ガ崎五丁目19番	七里ガ浜東ほか								×	×	○○	×		寮、3戸建以上の長屋不可 ○
25	七里ガ浜東四丁目16番、17番の一部、26番	七里ガ浜東				2				×	×	○○	×		店舗併用住宅不可 寮不可、長屋は自治会に要確認 眺望、日照、プライバシーへの配慮 屋上はできるだけ設けない ○
26	新風治台会	関谷				2				×	×	○○	×		長屋不可 高い塀等不可 土盛りは10cm以下
27	大平丸町内山会	寺分ほか				2 地下1			50坪以上		×	○		×	専用住宅のみ可 ○
29	七里ガ浜東四丁目3番3号～12号、4番3号～6号、7番	七里ガ浜東				2				×	×	○○	×		寮不可、長屋は自治会に要確認 屋上はできるだけ設けない ○
30	七里ガ浜東三丁目19番、22番 稻村ガ崎五丁目34番～39番	七里ガ浜東ほか				2				×	×	○○	×		寮不可、長屋は自治会に要確認 屋上はできるだけ設けない ○

外壁後退については、隣地境界線から

○ は自主まちづくり計画あり

## 鎌倉市住民協定一覧 (その3)

R 8.1 現在

No.	自治会等の名称	区域(申請者)	主な協定内容										備考 <u>(※記載内容はあくまで一部です。 詳細は必ず協定書等をご確認ください。)</u>			
			外壁後退m	高さ最高m	軒高m	地階除く階数	北側斜線%	建蔽率%	容積率%	敷地面積m <sup>2</sup>	分割	戸建専用住宅	二世帯住宅	共同住宅	緑化・生垣	
32	七里ガ浜東四丁目6番、10番、11番	七里ガ浜東				2					×	×	○	○	×	寮は不可、長屋は自治会に要確認 屋上はできるだけ設けない (自)
33	鎌倉山萩郷自治会	笛田									×	×	○	○	×	店舗併用住宅、長屋、寄宿舎不可 近隣に迷惑を及ぼす高い屏等不可
45	七里ガ浜東二丁目9番～39番(30番、32番の一部、33番を除く)	七里ガ浜東				2					×	×	○	○	×	寮は不可、長屋は自治会に要確認 屋上はできるだけ設けない (自)
51	七里ガ浜東三丁目2番ほか	七里ガ浜東				2					×	×	○	○	×	寮は不可、長屋は自治会に要確認 屋上はできるだけ設けない (自)
52	七里ガ浜東四丁目12番ほか	七里ガ浜東				2					×	×	○	○	×	寮は不可、長屋は自治会に要確認 屋上はできるだけ設けない (自)
53	七里ガ浜東五丁目1番、2番ほか	七里ガ浜東				2					×	×	○	○	×	寮は不可、長屋は自治会に要確認 屋上はできるだけ設けない (自)
55	玉縄五丁目山百合公園地区	玉縄				2			40坪以上		×	○				日照、プライバシーへの配慮
56	浄明寺胡桃ヶ谷(住友)地区	浄明寺	8				40	80	50坪以上		×	○	○	×		景観形成地区(最低敷地面積等の条例あり→都市景観課へ) 寮、長屋不可 店舗兼用住宅不可
57	山ノ内西瓜ヶ谷団地自治会	山ノ内									×	△	○	○	×	分割について、やむを得ぬ事情が生じた場合、事前に委員会と協議し解決を図ること 寮、長屋不可 土地形質等の変更は、事前に委員会との協議が必要
60	早雲台住宅地	城廻				2			50坪以上	△	×	○		×		寮、長屋不可 100坪未満の敷地の分割譲渡不可 分割後の敷地が50坪未満の分割譲渡不可
62	玉縄二丁目地区	玉縄				2			40坪以上		×	○				日照、プライバシーへの配慮

(自) は自主まちづくり計画あり

## 鎌倉市住民協定一覧 (その4)

R 8. 1 現在

No.	自治会等の名称	区域(申請者)	主な協定内容									備考 (※記載内容はあくまで一部です。詳細は必ず協定書等をご確認ください。)		
			外壁後退m	高さ 最高m	軒高m	地階除く階数	北側斜線	建蔽率%	容積率%	敷地面積坪	分割	戸建専用住宅	二世帯住宅	
63	扇ガ谷・御成町の景観をまもる会	扇ガ谷・御成町		10										日照、通風を遮る、プライバシーを侵害するおそれのある建物の建築不可
64	津西緑和会	津西								×	×	○	×	分割後の面積が50坪以上になる場合は、景観等に問題がなければ許容されることもある
65	玉縄五丁目・閑谷地区	玉縄・閑谷			2			40坪以上		×	○			日照、プライバシーに配慮
66	鎌倉城山自会	城廻			2					×	○		×	フェンスの高さ1.5m以下 事前に自治会長に届出が必要
68	西鎌倉山自治会 第16第17第18ブロックとその周辺	腰越・津						50坪以上		○		×		寮は不可 建物は現状の一区画に戸建専用住宅一棟とする （自）
69	一の鳥居東、由比ガ浜の景観をまもる会	由比ガ浜		12										高さが10mを超える場合、境界線から建物壁面までの距離は1m以上 （自）
70	大御堂住宅地	雪ノ下								○	○	×		寮、長屋は不可 敷地形状を変更する場合、周辺の住環境、生活環境等を遵守
71	鎌倉うぐいす山地域	山崎												近隣住宅との調和、日照、眺望及びプライバシーの配慮
72	山王台自治会住民協定	扇ガ谷								○		×		民泊施設、貸別荘、共同住宅、その他営利を目的とした施設は不可 シェアハウス、グループホーム、ケアハウス、教室・事務所などは自治会に要確認
73	稲村ガ崎二丁目住民協定	稲村ガ崎			2					×				民泊施設、貸別荘として利用する場合は、稲村ガ崎自治会に協議・登録が必要
74	長谷2丁目18番及び20番から22番住民協定	長谷	10							○				造成・建築の際、近隣説明が必要 高さ制限は8mの努力目標あり 高齢者向け住宅、病院、ケアハウス、デイサービス、グループホーム、ワンルームマンション、ホテル、葬儀場など不特定多数の人が集まる施設は不可。その他の用途については要協議 区域内の既存樹木の伐採は不可 長谷二丁目・坂ノ下地内住民協定（都市計画課所管分）あり
75	稲村ガ崎五丁目(10班・11班AB・3班A)住民協定	稲村ガ崎			2					○	○			民泊施設、貸別荘、シェアハウス、営利目的施設、短期賃貸施設（転貸含）は不可 グループホーム、ケアハウス、教室などは要協議
76	由比ガ浜西自治会住民協定	由比ガ浜	10									○		共同住宅は小規模、屋上及び共有部分には地域住民避難スペースを設置 大規模集客商業施設不可 宅盤は敷地内平均を上限 高さ制限は8mの努力目標あり 近隣住宅との調和、日照、眺望、プライバシー及びエアコン等設置物の配慮 自然の保全及び海岸沿い景観の維持向上

（自）は自主まちづくり計画あり

## 鎌倉市住民協定一覧 (その5)

R 8.1 現在

○は自主まちづくり計画あり